

平成15年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	刑事局		
施策等の名称	被害者等通知制度の適切な運用		
目 標	基本目標	刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得る。 【基準年次・評価総括年次：平成15年度】	
	達成目標	被害者等に対し、被害者等通知制度を広く知らせて、通知を希望する人に対し、可能な範囲で、刑事事件の処分結果等の情報を提供する。	
	指標1	通知者数	目標値等 —
	指標2	通知件数	目標値等 —
	指標3	通知希望者数	目標値等 —
基本的考え方	被害者等通知制度は、事件処分の結果等を知りたいという、被害者その他の刑事事件関係者の要請にこたえるため、事件の処理結果（公判請求、略式命令請求、不起訴等）、公判期日（係属裁判所、公判期日）、刑事裁判結果（主文、裁判確定日等）等を希望する者に対して通知することにより、これを通じて、被害者を始めとする国民の理解と信頼を得て、将来の検察活動に対する国民の協力を確保し、刑事司法の適正かつ円滑な運営に資することを目的とするものである。		
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	本制度による通知は、個々の事件の性質によっては、関係者の名誉・プライバシーの保護及び捜査・公判の円滑な運営に支障を生ずるおそれがある場合など、通知することが相当でないと認められる事由がある場合には、通知を行わないこともあり、被害者その他の刑事事件関係者であっても、希望に応じられない場合がある。		
測定方法等	1. 測定時期：平成16年3月31日 2. 測定方法等 通知件数等については、事件数、被害者の希望及び犯罪の性質等の外部要因に影響されるので、予め数値目標を設定する目標達成度評価にはなじまないが、本施策の活動実績を示すデータの一つとして、掲載する。		
評価の内容	1. 平成15年度に講じた施策（実施状況） 本制度に基づく通知希望者数、通知者数、通知件数について ＜今回掲載する数値について＞ 例年、各年度ごとに集計した数値を掲載してきたが、統計方法を暦年（各年ごと）の数値に変更し、平成15年1月から12月までの集計を掲載する。		

なお、参考として平成14年の数値についても掲載する。
 (通知希望者数, 通知者数)
 通知希望者の総数, 実際に通知を実施した通知者の総数は次のとおりである。

年	通知希望者数	通知者数
14	47,690 名	76,691 名
15	44,442 名	76,087 名

(注) 通知者の総数が希望者の総数を上回っているのは、同一者に対して複数回の通知をしているためである。

(通知件数) 通知件数の総数, 通知内容の内訳は次のとおりである。

年	通知総数	事件の捜査処理	公判期日	裁判結果	受刑者の釈放
14	79,927 件	36,220 件	18,191 件	24,462 件	1,054 件
15	79,454 件	33,376 件	17,981 件	26,715 件	1,382 件

(注) 通知者数と通知件数の違いは、例えば、同一者に対して同一機会に2つの事由(捜査処理 と公判期日)を通知した場合は、通知者数は1、通知件数は2となる。

2. 評価結果

平成15年においては、44,442名から通知希望があり、79,454件の情報を通知した。

本年も昨年に引き続きパンフレット及び法務省ホームページ上で被害者を始めとする国民に本制度を知らせている。

検察官等においては、本制度の実施要領に基づき、被害者その他刑事事件関係者に対し、取調べ等を実施したときなどに通知希望の有無を確認し、通知希望者に対しては、通知することが相当でないと認めた場合を除き、刑事事件の処分結果等の情報を通知している。

今後も提供できる情報や通知方法などについて改善すべき点があれば検討し、刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得るため、本制度の適切な運用をすることが必要である。

見直しの有無

平成16年度からは、「通知希望者に通知しなかった数」について把握できるよう統計方法を変更したところであり、来年、その結果を踏まえ本制度の評価方法等について見直しを検討することとしたい。

備考

平成15年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	刑事局			
施策等の名称	検察広報の積極的推進			
目 標	基本目標			
	検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める。			
	【基準年次・評価総括年次：平成15年度】			
	達成目標			
	全国の各検察庁において、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動を実施する。			
	指標1		〔対象年齢層〕	目標値等
指標2	実施状況	対象年齢層別回数	目標値等	—
指標3		〔内 容〕	目標値等	—
基本的考え方	検察が、法秩序を維持し、社会正義を実現するためには、検察活動に対する国民の理解と協力を得ることは必要不可欠である。 一方、「検察官や検察庁は、どんな仕事をしているのか。」「検察と警察の違いがよく分からない。」といった国民の声があり、これらの疑問に答えると同時に、検察活動に対する国民の理解を深め、信頼を高めるためには、検察の役割や刑事司法に関することについて、各検察庁において、幅広い層の国民に対して広報活動を実施することが重要であるとの認識の下、移動教室、出前教室、刑事裁判傍聴などの各種広報活動を積極的に推進することにより、刑事司法全体についての正確な理解と信頼を得ることを目的とするものである。			
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし			
測定方法等	1. 測定時期：平成16年3月31日 ----- 2. 測定方法等 全国の各検察庁からの移動教室、出前教室、刑事裁判傍聴やその他広報活動を実施した報告を基に、各検察庁において実施した広報活動について、その実施した年齢層、年齢層別回数、具体的な広報活動の実施内容などから実施状況を測定し、評価を行う。			
評価の内容	1. 平成15年度に講じた施策（実施状況）			

各検察庁における実施状況及び内容

検察庁における広報活動として、

「移動教室」

検察庁において、庁舎見学や広報ビデオの上映のほか、検察に関する説明・質疑応答を行うなどするもの

(その他実施内容：パンフレットの配布、法務史料展示室見学、裁判所の法廷施設見学、模擬取調べ、司法制度改革の概要説明等)

「出前教室」

検察職員が学校等に出向くなどして、検察に関する説明・質疑応答を行うなどするもの

(その他実施内容：パンフレットの配布、模擬裁判、司法制度改革の概要説明、参加者が巻き込まれやすい犯罪の説明、座談会等)

「刑事裁判傍聴」

刑事裁判傍聴を行うとともに、検察に関する質疑応答等を行うなどするもの

(その他実施内容：パンフレットの配布、法務史料展示室見学、裁判所の法廷施設見学、模擬取調べ、司法制度改革の概要説明、座談会等)

を実施し、そのほかに、検察官の業務内容等に関する講話・講演、「検察の歩み」に関するパネル展や新聞・広報誌への寄稿などを実施した。

移動教室等における検察に関する説明等の具体的な実施内容については、以下の表の通りである。

実 施	具体的な内容
検察に関する説明	刑事手続の流れ、捜査・公判手続、検察庁の概要・業務、検察官の仕事など
庁舎見学	検務事務執務室、証拠品保管庫、記録保管庫、被害者等相談者室、取調室など
広報用ビデオの上映	○「検察の役割－社会主義の実現のために」ある殺人事件を例として検察庁における一連の手続を説明 ○「被害者とともに」一般人が強盗にあったという設定で犯罪被害者の目から見た刑事手続について説明 ○「法と正義の守り手・検察庁」小学生がスリを目撃することに端を発し、警察による検挙から公判における検察官の役割など子供にも分かりやすい表現で一連の刑事手続を説明 など
パンフレット	「検察庁のしおり」、「犯罪被害者の方々へ」、

の配布	「司法制度改革」、各庁独自のパンフレットなど
模擬取調べ・模擬裁判	参加者が、検察官、裁判官、弁護士等に扮しての取調べ・裁判の実施や職員による取調べ状況の再現など

各種広報活動は、延べ４６９回実施され、参加人数は、約１万６，６８０人であり、その内訳は以下の表のとおりであった。

年齢層別	実施回数	参加人数（概数）
小学生（３年から６年）	２１回	８９０人
中学生（全学年）	１６５回	２，６２０人
高校生（全学年）	９０回	４，５８０人
専門学生（１年生）	３回	１０人
大学生（大学院を除く全学年）	７１回	１，９１０人
一般（※注）	１１０回	６，６７０人
その他（広報誌への寄稿等）	９回	一人
合 計	４６９回	１６，６８０人

※注 個人・教員・教育委員会・報道関係者・公務員・保護司・更正保護婦人会・身体障害者協会・ロータリークラブ・犯罪被害者センターなど

各種広報活動（移動教室・出前教室・刑事裁判傍聴）の対象者の範囲を拡大するとともに、一層の積極的広報活動の推進に関する方針の周知・徹底

各検察庁に対して、平成１５年９月に、各種広報活動の対象者を、移動教室・出前教室については、主に小中学生を対象者としていたところ、高校生、大学生・一般を加え、刑事裁判傍聴については、主に高校生、大学生、社会人を対象者としていたところ、対象者を限定しないこととし、これらをより幅広い層に対して行うとともに、一層の積極的な広報活動を実施する方針を通知し、幅広い対象者に対して各種広報活動を行うよう徹底させた。

検察庁ホームページについて

平成１４年８月、最高検察庁において、検察庁ホームページを開設し、検察官・検察庁に関する説明・検察庁所在地等を掲載するとともに、移動教室や広報ビデオ等の紹介を行っているところ、平成１５年度については、

アクセス件数は、約１７万５，０００件であり、また、ホームページの更新や各検察庁における最新情報の掲載等を行うことにより、ホームページのより一層の充実を図った。

検察広報官の増設

大規模庁の広報体制を強化するため、平成１５年度には、広島及び札幌地方検察庁に検察広報官が設置され、報道機関からの取材対応を担当する次席検事の補佐を行うとともに、各種広報活動の実施、調整及び企画立案を専門に担当したことで、広報窓口が一元化され、より効率的で効果的な広報活動を行えるようになった。

２．評価結果

検察庁において、移動教室、出前教室、刑事裁判傍聴等を中心に様々な検察広報活動が、小学生から一般に至る幅広い層に約４７０回実施され、参加人数も１万６，５００人以上と多数であった。また、通知を発出することにより、対象者が幅広くなったと同時に、より一層の積極的な広報活動が行われた。さらには、検察庁ホームページの継続的運用や検察広報官の増設などにより、より効率的で効果的な検察広報活動が行われた。

以上のことから、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動は実施され、「検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高めること」に向けて、着実に推進していると考えられる。

本施策については、今後も幅広い層の国民に対して各種広報活動を積極的に実施するとともに、全国の検察庁において積極的に広報活動を展開していくことで、より効果的な検察広報活動の在り方を検討しながら、「検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める」ために努力をしていく方針である。

見直しの有無	特になし
備考	

平成 1 5 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	刑事局			
施策等の名称	捜査における通訳の適正の確保			
目 標	基本目標	適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。 【基準年次・評価総括年次：平成 1 5 年度】		
	達成目標	通訳人に対し、捜査における通訳の遂行に必要な知識及び公平・中立な通訳を行うための心構えを修得できるよう研修・情報の提供等を充実させる。		
	指標 1	実施状況 研修日数	目標値等	2 日間
	指標 2	実施状況 研修員数	目標値等	5 0 人
基本的考え方	近年、国際化の進展に伴い、外国人を被疑者とする事件や、被害者又は目撃者等の参考人が外国人である事件が増加している。有能な通訳人を確保してこのような事件の捜査手続において正確・公正な通訳を実現することは、刑罰権を適正かつ迅速に行使するために不可欠であるのみならず、関係する外国人の権利保障の観点からも極めて重要である。 これらの観点からは、通訳人の数を確保することはもとより、とりわけ通訳人の質を確保し、通訳の適正を担保することが重要になっている。 そのため、通訳人の質的向上の手段として、全国規模の研修を行うことにより、実際の捜査における通訳の遂行に必要な知識、公正・中立な通訳を行うための心構え等を修得させ、その育成を図る。 捜査における通訳は、各地方検察庁においてそれぞれ登録されている者の中から依頼していることから、研修員の選定に当たっては、各地方検察庁の推薦によることとした上、できるだけ多くの地方検察庁からの参加を確保しつつ、通訳人が従事する職務の支障とならない日程で、充実した研修を実施するのに適当な規模とするため、地方検察庁の庁数と同数の 5 0 人及び開催期間 2 日間を目標値として掲げたものである。			
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし			
測定方法等	1. 測定時期：平成 1 6 年 3 月 3 1 日			
	2. 測定方法等 中央研修として全国の地方検察庁から通訳人が参加する通訳人セミナーを実施した（別紙開催日程）後、全参加者を対象として、事後アンケートを実施し			

	た。
評価の内容	1. 平成15年度に講じた施策（実施状況） 平成15年7月7日から8日までの2日間、中央研修として全国の地方検察庁から通訳人50名が参加する通訳人セミナーを開催し、ベテランの通訳人による講義、外国人がかかわる事件の捜査・公判を担当している検察官による講義、検察官による刑事手続法や刑事実体法の講義を行うことにより知識の修得を図るとともに、通訳人が立ち会う実際の裁判の傍聴や通訳人と検察官との意見交換を行い、情報収集の場を設けた。 2. 評価結果 上記のとおり、2日間にわたり、参加人員50人の研修を実施したところ、事後アンケートの結果により、捜査に必要とされる知識、公平・中立な通訳を行うための心構えが修得され、通訳人としての資質の向上に資することとなったことが確認できた。今後とも、このような諸施策を継続するとともに、研修後実施した事後アンケートに寄せられた意見や要望を参考にして、有能な通訳人を確保する上での新たな施策の必要性も含めて検討し、質的向上のための施策を進めていくことにする。
見直しの有無	特になし
備考	

通訳人セミナー日程

日 程 平成15年7月7日(月)～8日(火)
場 所 法務総合研究所第1教室

月日	時 間	事 項
7 月 7 日 (月)	13:00	集合(受付)
	13:15～13:30	開始式
	13:30～14:45	講義(1)「刑事手続法について」
	14:45～15:00	休憩
	15:00～16:15	講義(2)「通訳人から見た捜査通訳の留意点」
	16:15～16:30	休憩
	16:30～17:45	講義(3)「刑事実体法について」
7 月 8 日 (火)	9:30	集合
	9:50～11:00	法廷傍聴(東京地裁)
	11:00～11:15	休憩
	11:15～12:15	講義(4)「検察官から見た捜査通訳の留意点」
	12:15～13:30	休憩(昼食)
	13:30～14:15	検察官との座談会
	14:15～14:25	休憩
	14:25～14:40	終了式 (解散)

平成15年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	矯正局		
施策等の名称	矯正職員に対する研修の充実強化		
目 標	基本目標	受刑者の人権を尊重した処遇が行われるようにする。 【基準年次・評価総括年次：平成15年度】	
	達成目標	矯正施設で勤務するすべての職員に対し、質の高い人権研修を受講する機会を与える。	
	指標1	上級幹部を育成するための研修における新規人権研修科目の導入	目標値等 平成15年度導入
	指標2	上級幹部を育成するための研修における福祉施設の体験実習の導入	目標値等 平成15年度導入
	指標3	新採用職員を対象とする研修における新規人権研修科目の導入	目標値等 平成15年度導入
	指標4	中間監督者に対する人権研修の受講者数	目標値等 対前年度比74人
	指標5	全施設において、医療関係研修（精神疾患や感染症等に関する医学的基礎知識の付与）の実施	目標値等 平成15年度導入
基本的考え方	1 課題・ニーズ 矯正職員に対する人権意識の高揚を図るための研修は、矯正研修所及び同支所（8支所）における各種研修、各矯正施設における自庁研修等により実施しているところ、名古屋刑務所における一連の事件を契機に、これまでの人権教育が必ずしも十分な効果をあげていなかったとの指摘がなされたことから、職員の人権意識を一層向上させるため、研修の充実強化を図っていく必要がある。 2 目的・意図 矯正研修所における職員研修については、これまでもカリキュラムに人権意識の啓発を図るための科目を盛り込み実施してきたが、人権研修科目の新設や既存の研修内容及びカリキュラムを見直すことなどにより、また、矯正施設における自庁研修については、医療上の不適切処遇を防止するための医		

	療関係研修を新たに実施することにより、それぞれ更なる研修の充実強化を図り、職員の意識改革を行うことを目的とする。 3 基本目標と達成目標・指標との関係 矯正研修所及び矯正施設における研修について、新たな研修科目等を導入するなど見直しを図り、 (1) 指標1及び2により、上級幹部要員に対し将来の幹部たるにふさわしい人権意識の付与・涵養を図るとともに、その後の部下職員に対する指導に活かすこととさせ、 (2) 指標3により、すべての新採用職員に対し被収容者の人権について、基礎的知識を身に付けさせ、 (3) 指標4により、中間監督者に対して人権研修を行い、受講した中間監督者が帰庁後、所属する施設（支所を含む。）においてすべての職員に対し伝達研修を行い、研修内容の周知を図り、 (4) 指標5により、全施設における研修を通じすべての職員に対し精神疾患等を有する被収容者に対する理解、認識を深めさせるなどし、矯正施設で勤務する職員に、階層に応じたさまざまな研修を実施することにより、すべての職員に対し、質の高い人権研修を付与する機会を与え、これにより職員の人権意識を一層向上させ、受刑者の人権を尊重した処遇の実施に資することとした。
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし
測定方法等	1. 測定時期：平成16年3月31日 2. 測定方法等 矯正研修所及び矯正施設における各研修の実施結果により測定した。
評価の内容	1. 平成15年度に講じた施策（実施状況） (1) 指標1 上級幹部を育成するための矯正研修所高等研修課程高等科研修（研修員計95人）においてカリキュラムを見直し、平成15年度から新たに「部下職員の人権意識の育成」、「医療刑務所における精神障害受刑者の処遇」等の科目を導入するなどした。 (2) 指標2 平成15年度の前記研修から、研修員95人について、11の福祉施設等に分かれ、それぞれ3日間の介護体験実習を新たに実施した。 (3) 指標3 新採用職員のための矯正研修所刑務官等研修課程初等科研修、法務教官及び法務技官研修課程基礎科研修においてカリキュラムを見直し、平成15年度から全研修支所に「人権問題」、「被収容者処遇と国際準則」等の科目を導入した。 (4) 指標4 矯正研修所8支所において、矯正施設における中間監督者に対する人権研修である「処遇実務監督者研修」を実施したが、受講者数について平成14年度実績178人に対し、新たに行刑施設の主任矯正処遇官74人を加え、平成15年度は252人に対し実施した。 (5) 指標5

医療上の不適切処遇を防止する観点から、矯正施設において医学的基礎知識を付与するため、医師等による「健康状態のとりえ方」、「救急法」等を講義するなどの自庁研修を平成15年度から新たに実施した。

2. 評価結果

(1) 指標1

新規人権研修科目の導入等、例えば、被収容者処遇場面を想定したロールプレイング、事例研究を新たに実施し、幹部になった場合、部下職員に対し受刑者の人権を尊重した処遇をどのようにして指導すべきか等を学ばせた。

(2) 指標2

全研修員について、老人福祉施設、障害者福祉施設及び精神科病院11施設における3日間の介護体験実習を導入し、高齢者及び障害者と触れ合い、その介護を直接体験させることにより、高齢者及び障害者に対する理解、認識を深めさせるとともに、豊かな人間性の醸成に努め、広く人権意識の涵養を図った。

なお、体験実習の前後において、社会福祉協議会職員を講師として招き、社会福祉行政の実情、ボランティア活動の意義等に対する理解を深めさせ、併せて意見交換を行うことにより、研修効果を高めた。

(3) 指標3

新たに採用された刑務官、法務教官及び法務技官に対し、主な人権問題や被収容者の人権に関する条約等について講義し、矯正施設における被収容者の人権について、基礎的知識を身に付けさせた。

(4) 指標4

矯正施設の中間監督者に対する人権研修について、平成15年度は現場施設において、直接被収容者の処遇に関与し、部下職員を指導する立場にある行刑施設の主任矯正処遇官（係長級）74人を新たに加えて実施し、被収容者場面を想定した事例研究に基づく討議を行うなどして、現場責任者としての理解を深めさせた。

(5) 指標5

矯正施設における自庁研修により、職員に対し被収容者の健康状態のとりえ方、救急法の基礎的な実技、精神疾患及び感染症に対する基礎的知識等を付与し、これら疾病を有する被収容者に対する理解、認識を深めさせるとともに、医療上の不適切処遇の防止を図り、人権に配慮した処遇の推進に努めた。

見直しの有無

特になし

備

考

平成15年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	矯正局		
施策等の名称	矯正施設における職業教育の充実強化		
目 標	基本目標	受刑者が出所後の生活に役立つ免許・資格を取得できるようにする。 【基準年次・評価総括年次：平成15年度】	
	達成目標1	受刑者に対し、広く職業訓練の機会を与える。	
	指標1	受講者数	目標値等 対前年度増
	指標2	受講者数／受刑者数	目標値等 対前年度増
	参考指標	業種別雇用情勢	
	達成目標2	受刑者に対し、職業に必要な知識・技能を修得させる。	
	指標1	職業訓練の修了者数	目標値等 対前年度増
	指標2	資格又は免許の取得者数及び取得率	目標値等 対前年度増
基本的考え方	1 刑務所及び少年刑務所で行われている職業訓練は、国が行う刑罰の内容である刑務作業の一つの形態であり、その目的は、受刑者が職業的技能や知識を身につけ、公の免許若しくは資格を取得することにより、改善更生して円滑に社会復帰することにある。 2 法務省矯正統計年報によれば、平成14年度の1年間に刑務所に入所した受刑者は、30,277人であり、犯時職業を見ると、そのうち無職の者（学生、家事従事者を除く。）が19,844人で入所受刑者全体の65.5パーセントを占めており、これらの無職者を出所時に職に就かせることが再犯防止の鍵となっているといえる。 3 そこで、受刑者の出所後の就労を容易にすることによって再犯防止を図るため、矯正局総務課作業企画調査室においては、刑務作業の一形態である職業訓練について、労働需要や訓練対象者に応じた訓練種目の見直しを行うなどの企画・立案を行っている。 4 訓練種目が雇用情勢に応じて効果的に見直され、より多くの受刑者に訓練機会を与え、さらに資格等を取得させることによって、円滑な社会復帰が促進され、その結果、再犯者が減少することは、国の法秩序と治安の維持に大きく寄与するものである。 5 指標として、職業訓練受講者数、資格や免許等の取得者数及び同取得率		

	の状況を判断することにより、受刑者職業訓練の充実を評価することができる。												
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし												
測定方法等	1. 測定時期：平成16年3月31日 2. 測定方法等 職業訓練による技術や知識の修得、資格や免許等の取得により、受刑者の出所後の就労を容易にすることによって再犯の防止に資すると考えられることから、以下の指標を調査し、その数値の高低をもって、受刑者の円滑な社会復帰促進に向けた職業訓練の充実度を測った。 (1) 職業訓練受講者数（法務省矯正局統計資料） (2) 資格・免許等の取得者数（法務省矯正局統計資料） (3) 資格・免許等の取得者率 = 資格・免許取得者数 / 資格・免許取得試験受験者数 × 100（％） （法務省矯正局統計資料）												
評価の内容	1. 平成15年度に講じた施策（実施状況） (1) 職業訓練受講者数 平成15年度職業訓練受講者数は、2,182名で前年度を9名下回ったものの、前年度同様、高い水準を維持した。 年度別職業訓練受講者数 （単位：人） <table><tr><td>年 度</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td></tr><tr><td>職業訓練受講者数</td><td>1,958</td><td>1,895</td><td>1,923</td><td>2,191</td><td>2,182</td></tr></table> 法務省矯正局統計資料による。 (2) 資格・免許等の取得者数 資格、免許等を取得するため受験した受刑者のうち、前年度を285名上回る2,214名が資格、免許等を取得した。 (3) 資格・免許等の取得者率 平成15年度資格、免許等の取得者率は、次表「資格免許等取得状況」のとおり82.6パーセントであり、前年度を3.5ポイント下回ったものの、受験者数は前年度を441人上回った。 これは、積極的な資格、免許等の取得の促進を図った結果、受験者数が増加したものであり、職業訓練受講者に広く資格、免許等の取得の機会を付与することができた。	年 度	11	12	13	14	15	職業訓練受講者数	1,958	1,895	1,923	2,191	2,182
年 度	11	12	13	14	15								
職業訓練受講者数	1,958	1,895	1,923	2,191	2,182								

資格免許等取得状況

(単位：人，%)

等 年度	資格	危険物取扱者	溶接技能者	自動車整備士	訪問介護員 (ホームヘルパー)	理容師	その他	合 計	合格率
1 1	受験者	448	406	124	49	44	1,433	2,504	87.2
	合格者	324	356	115	39	44	1,306	2,184	
1 2	受験者	446	279	86	49	56	1,337	2,253	86.2
	合格者	331	238	78	44	54	1,197	1,942	
1 3	受験者	179	262	83	29	46	1,580	2,179	87.5
	合格者	160	212	81	28	38	1,387	1,906	
1 4	受験者	220	271	98	34	51	1,567	2,241	86.1
	合格者	178	223	95	33	49	1,351	1,929	
1 5	受験者	561	249	97	33	33	1,709	2,682	82.6
	合格者	412	229	96	33	32	1,412	2,214	

法務省矯正局統計資料による。

2. 評価結果

- (1) 受刑者の出所後の就労に資すると考えられる資格、免許等については、前年度を285名上回る2,214名（前年比114.8パーセント）が取得していることから、受刑者の改善更生や社会復帰に資していると評価できる。
- (2) 職業訓練の受講者数は、作業スペースの狭あい化による職業訓練の統廃合を行ったことから前年度を9名下回ったものの、前年度同様、高い水準を維持しており、受刑者の更生復帰に資すると考えられる職業訓練の受講機会を広く与えていると評価できる。
- (3) 現在、資格、免許等の取得を目的とした職業訓練は、主に初犯受刑者が収容されている施設を中心に実施されていることから、今後は、引き続き労働需要に関する情報を収集・分析し、現下の過剰収容下においても実施可能で就職に有利となる訓練種目の企画立案を行い、併せて、累犯受刑者の訓練受講機会の更なる拡大を図る必要がある。

見直しの有無

訓練施設、訓練種目等の見直し
現在、累犯受刑者や女子受刑者を収容する施設でも職業訓練は実施されているものの、特に、初犯受刑者を収容する施設や少年刑務所において中心的に実施されていることから、今後は、累犯受刑者や女子受刑者等を収容する施設において、訓練種目の見直しを行い、社会復帰に資する職業訓練種目の積極的な実施を図る必要がある。

備 考

平成15年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	矯正局		
施策等の名称	矯正施設における教育活動の推進		
目 標	基本目標	被収容者が、犯罪、非行事実を客観的に見つめ、被害者に対する自らの過ちに気づき、自己の責任を自覚できるようになる。 【基準年次：平成14年度 評価総括年次：平成16年度】	
	達成目標	被害者の立場を理解し、被収容者の改善更生を目指す教育プログラムを作成する。	
	指標	被害者の視点を取り入れた教育プログラムの整備等を目的として、矯正局、矯正管区、矯正施設において実施された協議会、調査の進ちょく状況	目標値等 被害者の視点を取り入れた教育プログラムの作成
	基本的考え方 刑務所や少年院などの矯正施設では、犯罪者や非行少年を収容し、改善・更生のための各種教育プログラムを実施している。教育プログラムは、対象者の問題性に働きかけることを目指しており、主要なものとして、刑務所においては、交通事犯防止指導、暴力団離脱指導、覚せい剤乱用防止教育、酒害教育等が、少年院においては、S S T (Social Skills Training 社会生活技能訓練)、家族関係や不良交友関係、薬物使用や交通問題等に関する指導が挙げられる。 また、矯正施設における教育は、対象者が犯罪・非行事実を客観的に見つめ、自らの過ちに気づき、被害者等の気持ちを理解し、自己の責任を自覚することが重要であることから、従来から罪障感の覚醒を図るための指導も実施してきたところである。 特に近年、犯罪や非行の被害者等に対する保護・救済の在り方が刑事政策上の重要な課題の一つとなっており、また民間の被害者支援活動も多様化・活発化していることから、矯正施設における教育内容についても、被害者の視点がどのように反映されているか等について、社会の関心が一段と高まっているところである。 このような諸情勢を踏まえ、国民の関心に適切に応え、矯正施設における被害者の視点を取り入れた教育を充実強化させていくためには、直接処遇に携わる矯正施設職員等が、部外有識者等との意見を聞きながら、協議会・研究会を通して研究を推進することによって、教育プログラムを整備していく必要がある。 平成15年度は、平成14年度から矯正施設において実施している調査研究の取りまとめを行い、平成16年度には、その成果を踏まえ、全国の矯正施設において教育プログラムの整備を行う予定である。		

目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし
測定方法等	1. 測定時期：平成16年3月31日 2. 測定方法等 本評価は、「被害者の立場を理解し、被收容者の改善更生を目指す教育プログラムを作成する。」という達成目標を達成するために実施されている被害者の視点を取り入れた教育プログラムに関する調査研究の進ちょく状況を評価することとしている。そのため、平成15年度に矯正管区や矯正施設において実施した、被害者の視点を取り入れた教育プログラムについての調査研究の状況について評価を行う。
評価の内容	1. 平成15年度に講じた施策（実施状況） (1) 矯正局の指定した刑務所及び少年刑務所計16庁において、被害者の視点を取り入れた教育に係る指導要領作成のための調査・研究を実施した。各施設においては、指導を実践しつつ、また、研究授業の開催、矯正管区との打合せを通して、同教育に係る方法、教材、指導計画、指導要領等の見直し及び検討を行い、平成16年3月に、調査研究の概要、調査研究の成果について取りまとめを行い、「被害者の視点を取り入れた」教育についての指導案や指導要領等を作成した。 (2) 少年院における教育プログラムに係る指導案、指導要領等の見直し及び検討については、平成14年4月から平成16年3月にかけて、矯正局の指定した矯正管区において、当該管区及び同管内少年院3庁により被害者の視点を取り入れた教育に関する調査研究（研究授業、調査研究、意見交換会等）を継続的に実施し、平成16年3月に、プログラムの基本的な考え方、指導計画や指導案について、調査研究の概要、指導要領、指導案や教材等作成の在り方について取りまとめを行った。 (3) 9庁の少年院で、被害者の視点を取り入れた教育に関する公開授業を開催し、矯正管区、家庭裁判所、地方検察庁、地方更生保護委員会、保護観察所等関係職員により、指導計画や授業内容等に係る研究討議を実施した。当該公開授業に出席した関係機関からの意見を踏まえ、指導内容等についての検討を実施した。 2. 評価結果 平成16年度に各矯正施設における教育プログラムを整備することを目標として、平成14年度から、矯正管区、矯正施設職員により、「被害者の視点を取り入れた教育プログラム」の在り方について、調査研究を実施してきたところである。 平成15年度の調査研究においては、行刑施設16庁、少年施設3庁において、対象者に応じたプログラムの在り方等について取りまとめを行った。
見直しの有無	特になし
備考	

平成 1 5 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	保護局			
施策等の名称	更生保護活動の推進			
目 標	基本目標 1			
	保護観察対象者が改善更生する。			
	【基準年次・評価総括年次：平成 1 5 年度】			
	達成目標 1			
	保護観察処遇の充実強化を図る。			
	指標	施策の実施状況	目標値等	—
	参考指標 1	各保護観察号種別の類型の認定割合		
	参考指標 2	社会参加活動の実施回数，社会参加活動への保護観察対象者の参加人数		
	達成目標 2			
	保護観察対象者の就業を確保する。			
	指標	施策の実施状況	目標値等	—
	参考指標 1	保護観察終了者に占める無職者の割合		
	参考指標 2	協力雇用主の数		
基本的考え方	<達成目標 1> 保護観察は，犯罪や非行をした人を社会の中で生活させながら，一定の遵守事項を守るように指導監督するとともに，必要な補導援護を行うことによって，その改善及び更生を図ろうとするものである。 保護観察を受けるのは，①家庭裁判所の決定により保護観察に付された者（1号観察），②少年院を仮退院した者（2号観察），③行刑施設を仮出獄した者（3号観察），④刑の執行を猶予され保護観察に付された者（4号観察）等であるが，近年の犯罪情勢の悪化等を受けて，複雑かつ深刻な問題性を抱える対象者も増加している。 そこで，保護観察対象者が抱える個々の問題性等に的確に対応した保護観察処遇を実施するとともに，更にこれを充実強化するための施策を整備・推進することにより，保護観察対象者の改善更生を図ることが必要であることから，「保護観察対象者が改善更生する」という基本目標を達成する上での達成目標の一つとして「保護観察処遇の充実強化を図る」ことを掲げ，その評価指標を「施策の実施状況」とした。 平成 1 5 年度に実施が必要とされた主な施策とその目的は以下のとおりであ			

	る。 (1) 分類処遇・類型別処遇の充実化 「分類処遇」は、保護観察対象者の処遇困難性を判別し、処遇困難とされた者の処遇を充実させることを目的とする制度である。現行の分類処遇制度は、施行後十数年が経過し、この間に保護観察対象者の質も変わってきたことから、制度の見直しの必要がある。 一方、「類型別処遇」は、覚せい剤関係、暴走族関係等保護観察対象者が持つ固有の特性や問題性に焦点を当て、それに対する効果的な処遇を実施することを目的とする制度である。平成14年度には処遇要領を全部改正し、新たな類型項目を加えたり、一部の類型項目の認定対象を社会情勢に合わせて拡充するとともに、保護観察官及び保護司向けの類型別処遇マニュアルを作成した。平成15年度には、この改正の趣旨を活かしつつ、本制度の適切かつ有効な活用を通じ、保護観察処遇の充実強化に努めていく必要がある。 (2) 社会参加活動・各種集団処遇の積極的な実施 社会常識の会得、自信の回復、集団における健全なコミュニケーションの学習等を必要とする少年の保護観察対象者が多いことから、これらの者を対象とした社会参加活動（奉仕活動、自然体験活動、スポーツ活動、社会見学等）を実施し、その問題改善に努める必要がある。 一方、アルコールや薬物依存、交通に関する遵法意識の欠如など、特定の問題を抱える保護観察対象者も多いことから、それぞれの問題性等に即し、効果的にその改善更生を促すため、各種集団処遇等の実施に努める必要がある。 <達成目標2> 就業は健全な社会生活の中心となるものであり、犯罪や非行をした者が自立した生活を営む上でも非常に重要なものである。 しかし、近時の経済情勢のもと、雇用情勢は悪化しており、特に保護観察対象者の就業の確保は困難を極めている。加えて、高齢対象者や、対人関係上の問題や社会適応力の欠如等の問題を抱えた対象者など、就業を確保する上で特段の働き掛けを要する者が増加する傾向にある。 そのため、保護観察対象者の就業を確保するための施策を積極的に推進する必要があることから、「保護観察対象者が改善更生する」という基本目標を達成する上での達成目標の一つとして「保護観察対象者の就業を確保する」ことを取り上げ、その評価指標を「施策の実施状況」とした。 平成15年度に実施が必要とされる主な施策とその目的は以下のとおりである。 (1) 保護観察対象者に対する就労指導の充実 上記のとおり、保護観察対象者は対人能力、社会適応能力に問題を抱える者が多く、そのことが職に就けないこと、職に就いても長続きしないことの原因の一つとなっている。対人能力、社会適応能力の向上を目的とした、保護観察対象者に対する就労指導が必要である。 (2) 協力雇用主の確保等 協力雇用主は、保護観察対象者の雇用等に積極的に協力しようとする民間の事業主であり、保護観察対象者の就業を確保する上で協力雇用主の拡充・活用は不可欠である。
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	<達成目標1> 特になし <達成目標2>

	平成15年平均の完全失業率：5.3% (14年5.4%, 13年5.0%) 平成15年平均の有効求人倍率：0.64 (14年0.54, 13年0.49) その他景気の動向により、就職先の確保が困難になる場合がある。
測定方法等	1. 測定時期：平成16年3月31日 2. 測定方法等 <達成目標1> 保護観察対象者の抱えている問題は極めて多元的であり、保護観察を実施する期間も個々に異なるため、一定の期間における改善更生の度合い等について、一律の指標、目標等を設定することは困難である。 そこで、目標達成のために行った施策の実施状況を評価する。 <達成目標2> 多くの統制困難な外部要因の影響を受けることから、あらかじめ数値目標・指標を設定することが困難であるため、目標達成のために行った施策の実施状況を評価する。
評価の内容	1. 平成15年度に講じた施策（実施状況） <達成目標1> (1) 分類処遇・類型別処遇の充実化 「分類処遇」については、平成14年度に実施した、「分類票」の判別精度をより向上させるための調査の結果分析を行った。 「類型別処遇」については、3号観察及び4号観察の保護観察対象者において、覚せい剤類型の者が最も多いことから、平成15年度は、特に覚せい剤類型の保護観察対象者に対する処遇の充実に努めた。 ・覚せい剤事犯対象者の改善更生を目的とした、本人の自発的意思に基づく簡易尿検査を実施するための予算要求を行い、平成16年度から全国の保護観察所で簡易尿検査が実施されることとなった。 ・全国の保護観察所の課長による会合において、類型別処遇マニュアル等を有効活用する方法や覚せい剤事犯対象者に対する処遇の在り方を議題として協議が行われた。 ・覚せい剤事犯対象者に対する処遇に関する特別研究協議会を開催し、全国の保護観察所から保護観察官が参加し、協議が行われた。 (2) 社会参加活動・各種集団処遇の積極的な実施 全国の保護観察所において、民間団体の協力も得ながら、多数回の社会参加活動が実施された。社会参加活動の具体例としては、特別養護老人ホーム等福祉施設における介護・清掃等の奉仕活動、知的障害者授産施設での共同作業、農作業体験、保育園での保育体験、料理体験、道路や海岸等の清掃活動等が挙げられる。 一方、各種集団処遇については、交通講習が全国の保護観察所において実施されたほか、各庁の実情に応じ、多様な集団処遇が展開された。各種集団処遇等の具体例としては、酒害・薬害教育、社会生活技能訓練、保護観察対象者の保護者会、矯正施設に収容中の者の引受人に対する薬害教育等がある。 <達成目標2> (1) 保護観察対象者に対する就労指導の充実 ・保護観察対象者に、社会生活技能訓練（SST）等の処遇技法を活用しな

がら、適職の探し方、就職活動の方法、就労先での対人関係の在り方等について指導を行った。

・全国の保護観察所の課長による会合において、無職の保護観察対象者に対する処遇の在り方を議題として協議が行われた。

※社会生活技能訓練（ＳＳＴ：Social Skills Training）

例えば、就職のための面接場面、職場でストレスを感じやすい場面、他人とトラブルになりそうな場面等、社会生活において実際に起こりうる様々な場면을想定して、参加者にその場면을演じさせるとともに、他の者にその演技を批評させることによって、他人とのコミュニケーションの仕方、自己表現の方法等社会生活を送る上で必要な技能を学ばせるもの。

平成１５年度は、更生保護法人が設置する更生保護施設１０１施設中３５施設で実施されている。

(2) 協力雇用主の確保等

より多くの事業主に協力雇用主として協力してもらえよう、“社会を明るくする運動”等の機会をとらえて広報を行った。

2. 評価結果

<達成目標１>

○ 分類処遇については、平成１５年度の調査の結果分析を材料として、１６年度に制度改正を行う予定である。

類型別処遇については、覚せい剤事犯対象者に対する簡易尿検査の実施を始めとする本制度の適切かつ有効な活用を通じ、保護観察処遇の充実強化に努めていきたい。

※各保護観察号種別の主な類型の認定割合（平成１５年末現在）

類 型	シンナー	覚せい剤	暴力団	暴走族	中学生
1号観察	7.2%	1.2%	0.3%	12.3%	4.5%
2号観察	15.2%	5.3%	1.4%	27.7%	0.7%
3号観察	0.9%	27.1%	3.5%	0.4%	
4号観察	1.7%	16.0%	4.0%	1.0%	
総 数	5.9%	9.5%	1.9%	9.5%	2.1%

○ 社会参加活動については、前年度と比較すると実施回数は８０回増加し、保護観察対象者参加人数は１２人増加した。

活動内容は前年度と同様に福祉施設での介護・奉仕活動を中心に、学校・公共施設での体験活動、屋外活動先での環境美化活動等多岐にわたっている。活動に参加した少年や保護者等から得られた感想は、活動に関して肯定的な見方をしているものがほとんどであり、社会参加活動は保護観察対象者の社会適応ひいてはその改善更生に大きな役割を果たしているものと考えられる。

今後とも、保護観察対象者の特性や地域の実情等に応じた活動先の開拓、活動内容の多様化等を積極的に行うとともに、その実施方法、参加者の選定等についてさらに工夫をする必要がある。

※平成15年度の社会参加活動実施状況

実施庁 50庁（全保護観察所。前年度同数）

実施回数 593回（前年度513回）

保護観察対象者参加人数 1,599人（前年度1,587人）

- 各種集団処遇については、それぞれ一定の処遇効果が期待できることから、今後、実施事例に係る情報の蓄積と共有を図りつつ、その充実に向けた方策を検討していく必要がある。

＜達成目標2＞

- 平成15年の保護観察終了者に占める無職者の割合は、平成14年と比較するとほとんど変化がなく、依然として保護観察対象者の就業は厳しい状況にある。今後も保護観察対象者の就業の確保に資するために、より有効な就労指導の方法について検討していく必要がある。

※保護観察終了者全体（終了時の職業が不詳の者は除く）に占める無職者（定収入のある無職者、学生・生徒、家事従事者を除く）の割合

	平成13年	平成14年	平成15年
全 体	22.6%	23.8%	23.8%
1号観察	14.2%	14.6%	14.6%
2号観察	26.8%	26.6%	26.3%
3号観察	30.9%	33.2%	32.7%
4号観察	37.9%	41.2%	40.6%

平成13年～平成15年保護統計年報を参考にした。

- 全国の協力雇用主数は平成16年4月1日現在でみると、前年に比べ、497事業者増加している。また、被雇用者数は154人増加しており、広報活動による一定の成果が上がっていると言える。

今後とも新規協力雇用主の確保に努めるとともに、既存の協力雇用主に対しても、保護観察対象者の雇用促進について一層の協力を求めていく必要がある。

※全国の協力雇用主数及び被雇用者数

	平成15年4月1日	平成16年4月1日
協力雇用主数	5,050	5,547
被雇用者数	423	577

見直しの有無	特になし
備 考	

平成15年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	保護局			
施策等の名称	更生保護活動の推進			
目 標	基本目標 2			
	保護司制度がより活性化される。			
	【基準年次・評価総括年次：平成15年度】			
	達成目標			
	保護司を幅広く確保し、研修を充実させる			
	指標 1	保護司の充足率	目標値等	対前年増
	指標 2	保護司の平均年齢	目標値等	対前年減
指標 3	全保護司に占める女性 保護司の割合	目標値等	対前年増	
	指標 4	保護司に対する研修実 施状況	目標値等	前年実績を基準
基本的考え方	犯罪や非行をした者の改善更生を援助する更生保護活動は国と民間ボランティアの協働で実施・推進され、中でも、保護司は保護観察の実行機関として、また地域における犯罪予防活動の推進者として大きな役割を担っているところである。したがって、基本目標である「保護司制度がより活性化される」ことは、保護観察制度を維持し、適正に執行するために必要不可欠である。 しかしながら、保護司制度をめぐる最近の状況を見ると、近年の家族形態の急速な変化や、地域社会における連帯感の欠如等を背景に、保護司の適任者を確保することが困難になりつつある。また、今日、地域社会における更生保護諸活動の多様化が見られる一方で、保護司は高齢化が進み、女性の占める割合が依然として低いなどの状況にあり、行動力と柔軟な処遇能力を備えた保護司を幅広い層から確保することが重要な課題となっている。さらに、近年の犯罪・非行の態様や保護観察対象者等の抱える問題性の複雑・多様化に伴い、処遇が困難な対象者が増加していることから、そのような対象者を担当する保護司の処遇能力の向上が喫緊の課題となっている。 そこで、基本目標を達成するため、「保護司を幅広く確保し、研修を充実させる」を達成目標として掲げ、若年の保護司や女性の保護司など、幅広い分野から多様な世代の保護司を確保し、保護局及び更生保護官署が保護司に関するパンフレットの配布や保護司に関する情報の提供等広報の充実に加えて、保護司組織と連携して保護司充足率の向上に取り組むとともに、新任保護司を始めとする保護司全体について十分な処遇能力を涵養するために研修の充実を図ることとした。 達成目標の評価指標としては、保護司の充足率、保護司の平均年齢、全保護			

	司に占める女性保護司の割合及び保護司に対する研修実施状況とした。
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし
測定方法等	1. 測定時期：平成16年3月31日 2. 測定方法等 (1) 平成16年1月1日現在の保護司定数(52,500人(保護司法第2条第2項))の充足率、保護司の平均年齢等の数値を前年の数値と比較することにより、施策の実施状況を測る。 (2) 保護司に対する研修の充実を図るための取組の実施状況を評価する。
評価の内容	1. 平成15年度に講じた施策(実施状況) (1) 保護司紹介用の一般市民向けパンフレットを50,000部増刷し、各保護観察所を通じて地方公共団体等の関係機関に約47,300部配布し、理解・協力を求めた。 また、各地で「社会を明るくする運動」の一環として、保護司制度や保護司の活動を紹介するなど広報を実施した。 (2) 保護司組織と一体となった取組の推進 各保護観察所において、どの地域に保護司がどれほど必要か、どのような保護司が不足しているのか等、保護司組織と協議を行い、相互に協力して現状における課題や必要な方策を検討し、その結果を踏まえ、保護司会が中心となって、地方自治体や地域のボランティア団体等と連携して、年齢、職業、性別等に関して幅広い層から保護司適任者の開拓を進めた。 (3) 各保護観察所において、新任保護司研修を始め、地域別の定例研修や専門的知識及び技術修得等を図ることを目的とした研修など、研修の実効が挙がるよう対象や目的に配慮した研修を実施した。 (4) 保護司向けの研修教材として『更生保護』誌(月刊)等を作成し、全保護司に配布した。 2. 評価結果 1の施策を講じた結果、以下のとおり、全保護司に占める女性保護司の割合は改善された。一方、保護司定数の充足率及び保護司の平均年齢には大きな変化がみられなかった。 (1) 平成16年1月1日現在の保護司の人数は49,389人であり、定数の充足率は94.1%である。充足率の推移を見ると、平成14年93.3%、平成15年94.7%となっている。平成16年4月から保護司の再任年齢に一律上限を定めたいわゆる保護司定年制を完全実施したことに伴う保護司の退任をも踏まえ、さらに充足率を高めていくことが求められる。 (2) 保護司平均年齢は、年々上昇し平成16年では63.3歳となっており、平成14年63.3歳、平成15年63.2歳と近年大きな変動はないものの、年齢構成においても60歳以上の占める割合は69.3%に達している。近年は、いわゆる保護司定年制を原則として実施するなど保護司の高齢化の抑制に取り組んできたが、今後とも、若年層からの保護司を確保する取組を進める必要がある。 (3) 全保護司のうち女性が占める割合は、24.9%(平成14年24.2%、平成15年24.6%)で漸増傾向にあるが、引き続き、女性保護司の比率の向上

	に努める必要がある。 (4) 保護観察処遇に直結する実践的な研修内容や研修教材となるよう考慮したが、社会内処遇である保護観察は、社会情勢等とも密接に関わってくるので、これらの諸情勢や対象者の資質の変化等に適切に対応するものとなるよう、引き続き研修の充実化を図っていく。
見直しの有無	特になし
備 考	

平成 1 5 年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	保護局			
施策等の名称	更生保護活動の推進			
目 標	基本目標 3			
	犯罪予防活動を助長する。			
	【基準年次・評価総括年次：平成 1 5 年度】			
	達成目標 1			
	社会を明るくする運動への参加を促進させる。			
	指標 1	参加団体数	目標値	対前年度増
	指標 2	主な行事の開催回数及び参加人員	目標値等	対前年度増
	達成目標 2			
	更生保護ボランティア団体の活動を促進する。			
	指標	活動促進のための支援の実施状況	目標値等	多彩で幅広い活動の実施
参考指標 1	全国研修の参加人員			
参考指標 2	更生保護ボランティア団体の会員数			
基本的考え方	犯罪予防活動とは、犯罪の原因を除去し、又は犯罪の抑止力となる諸条件を強化することにより、犯罪の発生を未然に阻止することであり、更生保護行政における犯罪予防の重点は、世論の啓発や関係ボランティア団体との連携等を通じて、地域の住民による犯罪予防活動を促進することにある。 その中心的な活動として、毎年7月を強調月間として、法務省が主唱している“社会を明るくする運動”がある。本運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人々の改善更生の必要性について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動であり、全国各地において、運動の趣旨に賛同した機関・団体からなる実施委員会を中心に、各地域の実情に応じた方法により、街頭啓発活動、地域で非行問題を話し合うミニ集会、青少年の健全育成をテーマとした講演会等の行事が実施されている。 近年、地域社会の絆の弱体化、家族の教育力の低下により、地域社会が本来有していた教育力や犯罪抑止力が低下しており、これが犯罪・非行の多発の背景となっていることから、法務省においては、自ら犯罪予防のためのキャンペーン活動に取り組むとともに、地域社会が主体となって自発的に様々な活動が			

	展開されるよう、基盤整備に重点を置いて施策を展開している。そこで、“社会を明るくする運動”における国民の参加の促進を目標に掲げ、参加団体数、主な行事の開催回数及び参加人員を政策評価の指標に掲げた。 また、犯罪予防活動においては、更生保護女性会、ＢＢＳ会を始めとする更生保護ボランティア団体が、平素から地域のニーズに即して、罪を犯した人の更生援助や青少年の健全育成活動を活発に展開しており、犯罪や非行のない明るい地域作りに多大な貢献をしていることから、これら団体の活動の促進を目標に掲げ、その支援の実施状況を指標に掲げた。 ※ 更生保護女性会 女性としての立場から、犯罪や非行のない明るい社会を実現しようとするボランティア団体であり、犯罪予防活動や矯正施設の訪問等を通じた犯罪者の更生援助のほか、子育て支援活動など幅広い地域活動を展開している。 ※ ＢＢＳ会 問題や悩みを抱えた少年に対し、兄や姉のような立場で接し、その社会適応や健やかな成長を支援するとともに、青少年の健全育成を目的とした様々な地域活動を展開する青年ボランティア団体。
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし
測定方法等	1. 測定時期：平成16年3月31日 2. 測定方法等 (1) “社会を明るくする運動”への参加促進のために行った法務省（中央実施委員会事務局）における取組の状況を踏まえつつ、参加団体数、主な行事の開催回数及び参加人員を評価する。 (2) 更生保護ボランティア団体の活動促進のための支援状況を評価する。
評価の内容	1. 平成15年度に講じた施策（実施状況） (1) 達成目標1について ア 中央実施委員会の開催 中央実施委員会を開催し、以下の重点目標等を内容とする第53回“社会を明るくする運動”実施要綱を策定し、地区実施委員会（都道府県及び市区町村等を単位として設置。）に周知し、地域活動の展開を促進した。 ○重点目標：「犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や非行をした少年の更生を支え、人々が支え合って生きていく明るい地域社会づくりに参画する」 ○統一標語：「ふれあいと 対話が築く 明るい社会」 ○地域活動キーコンセプト：「子ども・いきいき・ネットワーク」 イ 広報活動の実施 ○全国誌等への関係記事・論説の掲載（約25誌） ○法務省ホームページにおける広報 ○日本野球機構、日本プロサッカーリーグの協力によるプロ野球、Ｊリーグ公式戦での電光掲示版での広報 ○中央実施行事の開催 ・「更生保護の日・ビデオフォーラム『君は一人じゃない』」

・「匠から学ぶワークショップ in 東京芸術大学」

ウ 広報資材の作成・配布

○広報ポスター（全国 60,182 団体の協力を得て、約 37 万枚が掲出）

○広報ビデオ「君は一人じゃない」（全国で上映会（4,969 回）が開催されたほか、民放 74 局の協力を得てテレビ放映された。）

エ 作文コンテストの実施

各地の小中学校の協力を得て全国作文コンテストを実施し、優秀作品を公表した。

オ 地区実施委員会への情報提供

全国で実施されている活動に関する情報を各地に提供するなど、多様な活動の展開に資するための情報交流を支援した。

カ 学校との連携の推進

中学生による保護観察事件の増加、非行、いじめ、不登校等中学生の問題行動の深刻化に対応するため、学校担当保護司の設置等を内容とする「中学生サポート・アクションプラン」を実施し、保護司による非行防止教室等、中学校との連携事業を推進した。

(2) 達成目標 2 について

ア 各種研修・協議会の開催及び開催支援

全国、各地方及び各都道府県において、更生保護女性会員や BBS 会員等を対象とする研修・協議会等を開催（各団体と共催）し、活動に必要な知識の習得及び活動事例に関する情報交換を支援した。

(全国レベルでの実施例)

研 修 名	開催時期	テーマ	参加人員
平成 15 年度更生保護女性会員中央研修	10/21 ~ 23	更生保護を地域社会に実現するために	100 名
第 4 回 BBS 会員中央研修会	9/27 ~ 29	聴く力を養成する	50 名

イ 各種活動の実施支援

更生保護女性会や BBS 会が行うミニ集会活動、子育て支援活動、グループワークなどの実施に当たり、企画、運営に関する助言、活動に必要な情報の提供等を通じて支援した。

さらに、関係機関・団体等との円滑な連携の下に実施されている特色豊かな活動を取り上げ、広く広報するなどした。

2. 評価結果

(1) 達成目標 1 について

ア 全国における都道府県及び地区実施委員会を構成する機関・団体数は、いずれも前年度に比べて増加しており、本運動が着実に地域社会に浸透していることが認められる。

		14 年	15 年
実施委員会参加 機関・団体数	都道府県	5,138	5,415
	市町村等	32,277	32,553

イ 作文コンテストへの応募総数は、小学生、中学生いずれも大幅に増加しており、各地の教育委員会、学校に本運動の趣旨が浸透し、児童・生徒に犯罪や非行について考える場が積極的に提供されていることが認められる。

		14年	15年
作文コンテスト 応募作品数	小学生	21,374	58,396
	中学生	58,396	73,956
	計	79,770	101,893

ウ 各種行事の開催回数、参加人員について見ると、講演会の開催回数、参加人員が増加しており、保護司による非行防止教室を始めとする学校との連携推進が積極的になされていることが窺われる。

反面、その他の行事については、回数、参加者数とも、おおむね減少している。その要因としては、各地で学校との連携に関する諸活動に重点が置かれ、従来の活動内容に対する見直しがなされたことが考えられる。また、地域社会の絆の弱まりなどを背景として、これらの行事への地域住民の主体的な参加が確保しにくくなっていることも一因ではないかと推測される。

なお、これらの行事の実施状況を個々に見ると、回数等は減少したものの、前年度同様、様々な機関・団体等と連携した子供主体の行事やスポーツ大会、親子が一緒に参加できるワークショップ等の質の高い行事が全国各地で展開されており、地域活動キーコンセプトの趣旨が浸透、各地で具体化され、子供、大人、親子が気軽に参加でき、触れ合える活動が多く企画されている。

各地区実施委員会からは、今後の課題として、「マンネリ化傾向」、「地域住民への浸透不足」、「他の青少年問題に取り組む運動とのタイアップが不十分」との報告があり、こうした状況を改善するために、「都道府県実施委員会が地区の活動の情報センターとなり、効果的な活動等についての情報交換を行う」、「まだ協力が得られていない市町村にも参加を働き掛ける」とする取組方針や、「学校と共同で行う行事を発展させる」、「学校・関係機関への働き掛けの時期を早める」、「非行の低年齢化から小学生にも運動の輪を広げる」、「積極的に報道機関に情報提供する」という活動方針も提案されている。

(主な行事開催回数)

行 事 名	14年	15年
街頭補導活動等	7,929	7,938
ミニ集会等(住民集会を含む)	16,900	16,255
講演会	1,261	1,290
弁論大会・標語募集等	1,099	1,001
スポーツ大会	845	939
その他	20,671	19,931
計	48,705	47,354

(主な行事参加人員)

行 事 名	1 4 年	1 5 年
街頭補導活動等	774,327	656,135
ミニ集会等(住民集会を含む)	756,926	659,891
講演会	192,317	205,906
弁論大会・標語募集等	288,806	269,700
スポーツ大会	250,665	226,918
その他	1,438,454	1,433,851
計	3,701,495	3,452,401

(2) 達成目標 2 について

ア 全国レベルで開催した研修（前記 1 (2)参照）においては、それぞれのテーマに沿って、専門家による講演会を行ったほか、先駆的な活動を実施している地区の参加者から発表を求め、犯罪予防活動上の効果的な活動例について情報交換が行われた。参加者からは、「理論と実践の両面から、バランスの良い学習ができた。」、「他地区の効果的な活動を参考にし、今後の活動に生かしたい。」といった意見が寄せられている。

イ 各団体においては、以下の例のとおり、多彩で幅広い活動が展開されているが、今後も各団体の自発性・自主性を尊重しながら、その活動の一層の活性化が図られるよう支援する必要がある。

<更生保護女性会の活動例>

・ミニ集会活動

犯罪予防活動を推進し、更生保護女性会活動の一層の活発化を図る観点から、非行・犯罪予防、青少年の健全育成、地域の問題、子育て・しつけ等をテーマに、地域住民の参加を得た対話集会、行事等を実施。

・子育て支援活動

地域ぐるみで子育て支援を行うためのネットワークづくり等を目的に、地域の関係機関・団体との連携のもと、子育て母親教室、家庭教育セミナー、講演会、親子で参加できる行事等を実施。

< B B S 会の活動例>

・ともだち活動

非行等の問題を抱えている少年と同じ目の高さに立って、少年の相談相手となりながら、彼らの成長を助ける活動。

・グループ活動

地域住民や児童福祉施設の子供たちとの交流活動、少年たちの悩み相談や学習サポート、グループワーク、不登校生徒や保護観察対象者等とのキャンプ、親子で参加できる体験活動等を実施。

ウ 地域社会の絆の弱まりなど、地域活動を推進する上での困難な状況を背景として、更生保護女性会、 B B S 会とも、新規会員の獲得が困難となりつつあり、組織の充実が大きな課題である。

そのため、各種の会議や研修会、日常の情報連絡の場を通じて、効果的な広報活動、具体的な活動内容について積極的に助言し、組織の充実に向けた支援を行うこととしている。

(参考：更生保護女性会、 B B S 会の会員数)

	平成 15 年 4 月 1 日	平成 16 年 4 月 1 日
更生保護女性会	2 0 4, 7 6 0 人	2 0 1, 4 4 8 人
B B S 会	6, 1 6 9 人	6, 0 2 4 人

見直しの有無	特になし
備 考	

平成15年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	保護局			
施策等の名称	更生保護活動の推進			
目 標	基本目標 4			
	更生保護施設における犯罪前歴者等の社会復帰を促進する。 【基準年次・評価総括年次：平成15年度】			
	達成目標			
	築後おおむね20年以上経過し、老朽化が進んだ更生保護施設について、順次改築・補修する。			
	指標	平成15年度に改築又は補修が完了した施設数	目標値等	4施設
基本的考え方	更生保護施設は、頼るべき親族等がないなどの理由で自力では更生が困難な保護観察対象者、刑執行終了者等を保護し、宿泊所の提供、食事の供与、就労の援助等の保護を行うことにより、その社会復帰を支援している。現在、全国には更生保護法人が設置運営する施設が101あり、年間約1万人を収容保護するなど、再犯防止と社会防衛に大きな役割を果たしている。 更生保護事業法第3条に規定されるとおり、国には、その適正な運営を確保するための措置を講ずる責務があるが、昨今の犯罪の急激な増加・悪質化に伴い、更生保護施設に保護を求める者が増加する一方で、施設設備の老朽化、居室狭隘等の理由から、居住環境が劣悪であったり、安全・衛生面に重大な問題を有する更生保護施設があり、収容保護を必要としている者を保護できない状況にあることから、国の刑事政策の遂行にも支障が生じている。 このような状況を受け、法務省においては、更生保護施設の機能にふさわしい居住環境・処遇環境を確保するため、平成6年度に更生保護施設整備費補助金を創設して以降、毎年、当該施設を設置経営する更生保護法人に対し、改築・補修に要する経費の一部として補助金を交付し、更生保護施設の計画的な改築・補修を支援している。平成15年度については、全国101の更生保護施設のうち、老朽化等の特に著しい4施設について改築・補修を実施することとした。 そこで、「更生保護施設における犯罪前歴者等の社会復帰を促進する」という基本目標を達成する上での達成目標を「築後おおむね20年を経過し、老朽化が進んだ更生保護施設について順次改築・補修する」とし、その指標を「平成15年度に改築又は補修事業を予定している4施設のうち、当該年度内に事業を完了した施設の数」とした。			
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし			
測定方法等	1. 測定時期：平成16年3月31日			

	2. 測定方法等 平成15年度中の更生保護施設の改築・補修事業の達成度を測定する。
評価の内容	1. 平成15年度に講じた施策（実施状況） 老朽化し、安全・衛生面等の理由から改築・補修の緊急性が高い更生保護施設4施設に対し、更生保護施設整備費補助金を交付し、施設整備事業の推進を図った。事業の推進に当たっては、当該施設を設置経営する更生保護法人及び同法人を所管する保護観察所と緊密な連携を保ちながら必要な助言指導を行い、全面改築2施設、内外装の補修2施設の整備（事業総経費約771,461千円）に対し、総額215,700千円の更生保護施設整備費補助金を交付した。 2. 評価結果 (1) 平成15年度に実施を予定した4施設の更生保護施設について、すべて予定した整備事業が年度内に完了し、更生保護施設整備費補助金の交付に関する諸手続を完了した。 (2) 当該施設においては、躯体の損傷や鉄筋の腐食、採光や通気性などの安全面、衛生面の問題点が改善されたほか、狭隘な居室の解消と社会復帰のための各種処遇を実施する集団処遇室の整備がなされるなど、居住・処遇環境の一層の充実が図られ、処遇施設として整備された。 今後も、本事業の実施により、入所者の更生意欲を喚起し、社会適応を促進することが期待される。 (3) 更生保護施設の中には築後20年以上を経過した緊急に改築・補修を要する施設がなお全国で49施設あり、中には築後50年を経過する施設もあることから、その計画的な整備を推進していく必要がある。 併せて、地域に開かれた更生保護施設づくりを進める一環としての入所者と地域住民との交流のための集会室の整備や今後増加が予想される高齢者や身体障害者など多様な入所者に対応できる「バリアフリー化」の導入についても推進していく。
見直しの有無	特になし
備考	

平成15年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	公安調査庁		
施策等の名称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保に寄与するための業務の実施		
目 標	基本目標 1		
	オウム真理教の活動状況を明らかにすることにより公共の安全の確保に寄与する。		
	【基準年次・評価総括年次：平成15年度】		
	達成目標		
	観察処分の実施を通じてオウム真理教の活動状況を明らかにする。		
	指標	オウム真理教の組織、活動の実態及び危険性の解明の度合い	目標値等 —
基本的考え方	オウム真理教（以下「教団」という。）については、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（以下「団体規制法」という。）に基づき、公安調査庁長官の観察に付されているところ、同処分を通じて、教団の活動状況を明らかにし、依然として多くの国民が教団に対して抱えている不安感の解消につなげるとともに、再び教団が無差別大量殺人行為に及ぶことのないようにすることは、公共の安全の確保にとって極めて重要な課題であり、公安調査庁に課せられた重大な責務である。 そのためには、教団に対する調査を、全国かつ組織的に展開するとともに、特に必要な場合には、公安調査官による立入検査を実施して、教団の①組織、②活動の実態、③危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）などについて解明し、その活動状況を継続的に明らかにすることが必要である。 （注）団体規制法は、過去に団体の活動として役職員又は構成員が、例えばサリンを使用するなどして、無差別大量殺人行為を行い、現在も危険な要素を保持していると認められる団体について、その活動状況を明らかにし、又は当該行為の再発を防止するために必要な規制措置を定め、もって国民の生活の平穏を含む公共の安全の確保に寄与することを目的としている。 同法が規定する規制措置には、当該団体の活動状況を一定期間継続して明らかにするための「観察処分」及び、当該団体の危険な要素の量的、質的増大を防止する必要があると認められる場合あるいは観察処分に付された団体が観察処分の一環である立入検査を妨害するなどして、当該団体の危険な要素の把握が困難と認められる場合に、一定の活動を一時的に停止させる「再発防止処分」の二つがある。 なお、「観察処分」の具体的な措置としては、①「任意調査」、②公安調査庁長官が当該団体から役職員、構成員の氏名、住所などの報告を受ける「報告徴取」、③団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められる場合に、団体が所有・管理する土地・建物に対して同長官が公安		

	調査官に行わせる「立入検査」がある。
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし
測定方法等	1. 測定時期：平成16年3月31日 2. 測定方法等 教団の組織、活動の実態、危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持など）の解明の度合いに基づき評価する（立入検査の実施状況（「立入検査を行った施設数」、「動員した公安調査官数」及び「検査時間」）を含む。）
評価の内容	1. 平成15年度に講じた施策（実施状況） (1) 教団施設に対する立入検査等 ○ 公安調査庁は、教団に対し、標記期間内において、団体規制法第7条第2項に基づき、合計20回、（約217時間）にわたり、33施設に対し、公安調査官延べ689人を動員して立入検査を実施した。 ○ 立入検査においては、教団が平成14年12月に回収した旨発表していた、殺人を肯定する麻原の説法等を収載した説法集「尊師ファイナル・スピーチ」を施設内に保管していること、麻原と同じ脳波が発信されているとされる修行用の法具である「PSI」と称するヘッドギアを使用していることなどが確認され、教団内において、麻原が依然として絶対的ともいえる影響力を有していることが裏付けられた。 ○ これら検査において、教団側は、大半の施設で、検査手法に係る教団独自の見解をまとめた文書に基づいて検査をけん制したり、パソコンに保管された電子ファイルの開示要求に応じないなどの非協力的姿勢を示し、検査対象物である書類を裁断機で破棄するという事件も発生した（同事件については、その行為者である信徒を団体規制法第39条（立入検査拒否等の罪）違反の容疑で刑事告発し、平成16年1月20日、一審で有罪確定。）。 ○ このほか、教団に対する調査の結果、「不法事犯の再発防止」を口実に、ロシアでの活動を本格化させている事実及び教団名を秘匿したヨーガ教室等を開催し、勧誘活動を展開するなど、巧妙な手法で組織拡大を図ろうとしている事実も確認した。 ○ この間、平成16年2月27日の麻原に対する一審判決に向けて、教団による不法事犯の未然防止のため、特別調査体制を組み、その一環として、11施設に対する一斉立入検査を実施した。 (2) 教団からの報告徴取 公安調査庁長官は、教団から、標記期間内において、4回にわたり、教団の役職員及び構成員の氏名・住所、教団所有・管理の土地及び建物の所在・用途、資産等について報告を受けた。その結果、教団の主宰者かつ代表者である麻原を役員及び構成員として報告せず、新たに獲得した信徒についても、構成員として報告しないなど、教団の欺まんの体質が改善されていないことが確認された。 (3) 地方公共団体への情報提供 観察処分に基づく調査結果については、関係地方公共団体の長の請求を受けて、16の地方公共団体に対し56回にわたり情報提供を行った。 2. 評価結果

	立入検査など観察処分の実施により、教団が麻原の絶対的ともいえる影響力の下、危険な教義を保持している事実や、巧妙な手法で組織拡大を図ろうとしている事実など教団の活動実態を相当程度解明し、教団が依然として無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があることを明らかにした。 一方、教団施設が所在する地方公共団体においては、依然として観察処分に期待が寄せられており、引き続き、観察処分により、その期待に応えていく必要があると考えている。
見直しの有無	特になし
備考	

平成15年度実績評価実施結果報告書

政策所管部局	公安調査庁			
施策等の名称	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保に寄与するための業務の実施			
目 標	基本目標 2			
	内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保に寄与する。			
	【基準年次・評価総括年次：平成15年度】			
	達成目標			
	内外情勢に関する調査を通じて得られた公共の安全の確保に関する情報を政府機関に適切に提供する。			
	指標	情報提供の迅速性・適時性，当該情報の正確性	目標値等	—
基本的考え方	公安調査庁は、公共の安全確保のため、内外情勢について情報を収集・分析している。 この過程で得られた様々な情報につき、的確に分析・評価し、関係機関に対して迅速、適時に提供し、政府の事態対処の遂行に貢献することにより、公共の安全の確保に資することも、公安調査庁の重要な業務である。 とりわけ、国際テロと北朝鮮問題が、我が国及び国民の安全にとって重大な脅威となっている情勢下において、国際テロ及び北朝鮮問題をめぐる情報の収集・分析と関係機関への情報提供は、公共の安全を確保するための当面の最重要事項であり、公安調査庁として、その調査力を最大限に活かして、関係機関が必要とする情報を迅速・適時に提供することが重要と考えている。			
目標達成に影響を及ぼす可能性のある外部要因	特になし			
測定方法等	1. 測定時期：平成16年3月31日 ----- 2. 測定方法等 情報の提供状況を検証し、その迅速性、適時性、正確性に基づき評価する。			
評価の内容	1. 平成15年度に講じた施策（実施状況） 平成15年度の国際情勢をみると、世界各地、とりわけ東南アジアや中東地域において、国際テロ組織「アルカイダ」やこれと関連を有する組織によるとみられるテロが頻発し、平成15年11月には、イラクにおいて日本人外交官殺害事件が、また、平成16年3月には、スペインのマドリードで列車爆破テロ事件（死傷者約2000人以上）が発生した。なお、この間の平			

	成16年1月に、我が国は、自衛隊（先遣隊）のイラクへの派遣を行った。 一方、北朝鮮は3者協議（米・中・朝）及びそれに続く6者協議（日・米・中・韓・ロ・朝）に応ずるも、核兵器の保有を示唆するなど「瀬戸際外交」を展開し、東アジア地域の安全保障に緊張を与え続けた。また、我が国にとって懸案の拉致問題についても膠着状態が続いた。 こうした世界情勢を反映して、国内では、過激派諸団体による自衛隊派遣反対活動が活発化したほか、右翼団体による北朝鮮貨客船「万景峰92号」寄港反対運動が盛り上がりを見せるなど、公共の安全確保に影響を及ぼす様々な動きがあった。 このような情勢下において、公安調査庁は、管理部門や国内部門から国外部門へ人員をシフトし、国際テロや北朝鮮問題に関する情報の収集、分析に重点的に取り組んだ。特に、国際テロ調査に関しては、本庁に「国際テロ特別調査本部」を設置し（4月）、年を通して特別の体制で臨んだ。また、「万景峰92号」の入港をめぐることは、本庁のみならず新潟にも現地本部を設置し（6月、8月）、24時間体制で関連情報の収集を行った。 また、収集・分析した情報については、内閣等に対して直接報告したのをはじめ、政府部内における各種会議（「内閣情報会議」、「日朝国交正常化交渉に関する関係閣僚会議専門幹事会（拉致問題）等）の場を通じたり、職員が関係省庁に赴いて提報するなど、政府機関に迅速・適時に提報した。 このほか、12月には内外の公安情勢についてとりまとめた「内外情勢の回顧と展望」を公表したのをはじめ、週ごと、月ごと、あるいは随時の形で各種印刷物を関係機関等に配布した。また、公安調査庁のホームページ上の「最近の内外情勢」欄において内外情勢に関する情報を継続して掲載した。
	2. 評価結果 国際テロや北朝鮮問題などに関して収集・分析した情報については、関係機関に迅速・適時に提報し、提報先から一定の評価を得た。 しかし、これらの問題については、把握・解明すべき課題は多数あり、公安調査庁として、我が国の治安の維持と安全の確保のために、より一層の貢献を果たすためには、調査力を質的にも量的にも、一段と充実強化する必要がある。
見直しの有無	特になし
備考	